

モンテスキューの憲法思想とパルマン

畠 安 次

- はじめに
- 一 モンテスキューの政体分類論
 - 二 モンテスキューのイギリス国制分析
 - 三 モンテスキューの憲法思想とパルマン
 - † 一八世紀初期のパルマン
 - パルマンの諸建白
 - 曰 モンテスキューの統治機構論とパルマン
おわりに

発見したと思うと、次にはもうそれを見失つた。ところが、私が諸原理を発見するや、すべて私が探し求めていたものが私のもとにやつてきた。そして、二十年にわたつて、私の著作が始まり、成長し、はかどり、終るのを見た。⁽¹⁾（傍点引用者）

モンテスキューは、『法の精神』(De l'esprit des lois, 1748) の序文において次のように述べてゐる。

「私はいくたびとなくこの著作に着手したが、いくたびとなくそれを放棄した。私は自分が書いておいた紙片を數えきれぬほどしばしば風のものであそぶのに任せた。……私は計画も立てずに自分の対象を追求していた。原則も例外も知らなかつたし、真理を

想をめぐる諸原理にほかならない。⁽²⁾」

モンテスキューの憲法思想とパルマン（畠 安次）

111

モンテスキューの憲法思想とバルルマン（畠 安次）

一一四

ところで、資料分析のための仮説とその分析結果を総合的に組み立てるための構想は、その構想者の世界観とりわけ政治観と切り離して考える」とはできない。アルチュセール(L. Althusser)がこうよう、「モンテスキューのうちにには発見する人の深い喜び」がみられるが、しかし、「発見そのものがあまりにもしばしば覆い隠している……モンテスキューの選んだ党派的立場⁽⁶⁾」を看過してはならない。

この意味において、モンテスキューの『法の精神』の解釈をめぐる最大の問題は、右に述べた資料分析という「事実」の平面と彼の政治観という「価値」の平面との関係をめぐる問題である。⁽⁷⁾この問題に関する本稿が最も注目するのは、「イギリスの国制について」と題する『法の精神』第一編第六章の次の二節である。

①「それゆえ、われわれの述べている政体の基本的な国制(*la constitution*)は次のとおりである。その立法府は二つの部分から構成され、相互的な阻止権能(*faculté mutuelle d'empêcher*)によって一方が他方を抑制するであろう。両者はともに執行権によつて拘束され、執行権自体も立法権によつて拘束されるであらう。」

②「これらの三つの権力は、休止または無活動の状態になる」とがあらう。しかし、これらの権力は事物の必然的な運動(*le mouvement nécessaire des choses*)によって進行を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう。」

右の①では、立法権と執行権のみが国制の基本構造に据えられ、裁判権がその基本構造から排除されているが、その基本的な意図は何處にあるのか。これが第一の問題である。次に、②では、三つの

権力（実は立法権と執行権という二権力）は休止または無活動の状態になることがあるうとしながらも、「事物の必然的な運動」によつて協調して進行せざるをえないであろうといふ「楽観論」にどまつてゐるが、その根拠は何であるのか。これが第一の問題である。

『法の精神』第一編第六章が「イギリスの国制について」(De la constitution d'Angleterre)と題され、モンテスキューが一七一九年一月から一七三一年四月にかけてイギリスに滞在した経験にもとづいて書かれていることは、周知のところである。しかし、当時のイギリスの萌芽期にある議院内閣制に関する記述にみられるように、モンテスキューの説明がイギリスの国制を必ずしも正確に伝えるものでないことも、古くから指摘されているところである。⁽⁸⁾果して、それはモンテスキューの単なる事実誤認にとどつくものであるか。それとも、モンテスキューはイギリスの国制を分析紹介しつつも、そこに何らかの別の意図を介在させていたのであろうか。この問題は、先に述べた資料分析という「事実」の平面と彼の政治観という「価値」の平面との関係をめぐる問題にほかならない。

従来、この問題は『法の精神』を貫く方法論一般をめぐる問題として、とりわけモンテスキューがカルテジアン(cartésien)かアンピリスト(empiriste)かをめぐる問題として、詳細な議論が積み重ねられてきた。⁽⁹⁾しかし、その方法論一般をめぐる議論を第一編第六章のイギリスの国制分析にあてはめてみた場合、その議論において必ずしも充分でないのは、その国制分析の背後に秘められたモンテスキューの統治機構構想に関する実証的考察である。果して、モンテスキューはイギリス滞在の経験がなければ「権力分立」(séparation

des pouvoirs)と、「われてきた統治機構を構想する」とができないかのうか。それとも、その統治機構の輪郭はほんのかたちですでに構想されており、イギリス滞在はその構想を補強するものではなかつたのか。この点の解明は、すでに提示した二つの問題に答えるための不可欠の前提をなすものである。その場合、考察されねばならないのは、モンテスキューとパルマン(Parlement・高等法院)の関係である。モンテスキューの統治機構論がパルマンの存在を念頭において展開されてくることは、すでに明らかにされてくる。⁽¹⁰⁾しかし、モンテスキューとパルマンの関係を、パルマンの諸建白(remontrances)を分析するによって明らかにするところ、実証的検討は必ずしも充分とはいえない。

そこで本稿では、一八世紀初期のパルマンの諸建白を貫いている基本的な発想はいかなるものか、そしてその発想がモンテスキューの統治機構論にいかなる影響を与えていたかについて考察するにとよって、先にみた一つの問題点の解明を試みたい。以下、この試みの前提として、モンテスキューの政体分類論とイギリスの国制分析の検討から始めよう。

註

- (1) 「法の精神」の原文はアレヤー版『モンテスキュー全集』(*Oeuvres complètes de Montesquieu*, Bibliothèque de la Pléiade, Texte présenté et annoté par Roger Caillois, Gallimard, t.II, 1951.)⁽¹¹⁾、翻文は鶴波文庫版『法の精神』(鷹田良之他訳上・中・下)を利用させていただいた。ただし、訳文は部分的に変更せられただいた。

モンテスキューの「法の精神」パルマン (鶴 波 安次)

(2) Simone Goyard-Fabre, *De la philosophie de Montesquieu et de son actualité*, in *Revue de Métaphysique et de Morale*, 1971, n°3, p.294.

(3) 「法の精神」(一七四八)は、「アリストテレス、ボータハに比肩しうる、そして、自然科学的方法に基づけられた最初の体系的社會科學である。」——三辯博之「モンテスキューの政治思想の方法的基礎とそのイデオロギー論的構造」(11)・國家學會雑誌七七卷11・111号(一九六四年)六七頁。

(4) Louis Althusser, *Montesquieu, La politique et l'histoire*, P.U.F., 1974, p.8. 西川枝夫・阪上孝訳『政治と歴史』・紀伊國屋書店・一九七四年・111頁。

(5) 「モンテスキューの『法の原理』」は、「ア・トロカリに認識される數學的命理性ではなく、むしろ、110年にわたる試行錯誤の結果、経験的に見出された仮説的原理である。」——三辯博之「前掲論文」(11)・國家學會雑誌七七卷11・111号(一九六四年)1111頁。

(6) L. Althusser, *op. cit.*, pp.8-9. 前掲訳書11—111頁。

(7) 「事実、モンテスキューが政治学の先導者たらんとするとしても、彼は首尾よく反フアイローバーフたりえていなし」また何よりも道徳的フアイローバーフとしてとらまつてゐるのである。同様にあらゆる研究がそうであるように、諸事実に精通せんとしている点でニュートン主義者であるが、彼は価値へのあらゆる訴えを避けるまでには至つておらず、伝統の哲学に執着してゐるのである。政体に関する彼の研究以上に、モンテスキューの種種的性格を暴露してゐる節は何もなく。」——S.Goyard-Fabre, *op. cit.*, p.305.

(8) 「彼の(11)の叙述が現実の英國憲法の観察的・科学的な説明だに断つてゐるが、それは決してないとは言えない。」——宮沢俊義「モンテスキューの『法の精神』」・『鶴波文庫』鶴波書店・一九六七年九六四。

(9) Cf. Emile Durkheim, *Montesquieu : Sa part dans la fondation des sciences politiques et de la science des sociétés*, in *Revue d'histoire*

politique et constitutionnelle, juillet-septembre 1937, p.405 et s. 鶴澤俊義・鶴波文庫・『法の精神』(鷹田良之他訳上・中・下) | 11—111頁 | 三辯博之・前掲論文(11)・國家學會雑誌七七卷11・111号(一九六四年)1111頁。

モンテスキューの「法思想とペルルマン（畠 安次）

一一六

家学会雑誌七七巻一・二号三〇頁以下、上原行雄「モンテスキューの法思想とその方法論的基礎」(一) (一完)・法律論叢四〇巻六号(一九六七年)四一頁以下、同四四巻五・六号(一九七一年)一頁以下参照。

(10) 三辯博之・前掲論文(四完)・國家学会雑誌七八巻一・二号(一九六四年)

二七頁以下参照。

一 モンテスキューの政体分類論

モンテスキューは『法の精神』第一編第一章の冒頭において、「法(les lois)とは、その最も広い意味では、事物の本性に由来する必然的な諸関係である」と定義している。この定義は、既存の法的世界に対する大胆な挑戦である。なぜなら、それまでの法は神の法であれ自然法であれ、あるいは実定法であれ、いずれも一定の目的を前提とした人間の行為規範としての命令であったのに対し、モンテスキューはこの目的および命令の枠組から法を解き放ち、これを「關係」として捉えているからである。「關係」概念として定義づけられたこの法は、一見、自然法則を想起させる。しかし、時代はこの「關係」を孤り歩きさせるほどの寛容度に達していない。カトリック教会はなお全能的存在である。それに、「私はまず人間を調べた」とあるように、モンテスキューが考究しようとしたのは認識の対象であると同時に認識の主体でもある人間である。それゆえ、モンテスキューは右にみた「關係」を闇の中をただよにまかせるわけにはいかない。そこでモンテスキューは言う。世界は「盲目的な宿命」(fatalité aveugle)によつて支配されているのではなく、あらかじめ

「原初的理性」(raison primitive)が存する、と。しかし、法はあるため次のように定義される。「恐るべしの法は、」の原初的理性とさまざまな存在との間にある諸関係であり、また、これらのもとさまざま存在相互間における諸関係なのである」(Liv.I, chap.1)。以上がモンテスキューの最広義の法=法一般(*lois en générales*)の定義である。この定義におけるキー・ワードは「原初的理性」である。それは諸事物の必然的関係を成立せしめ、その関係を究極的に統括する原理と考えてよいであろう。この「原初的理性」を「神」と捉えることも可能である。しかし、そうだとしても、アルチュセーが言うように、「神そのものは、さまざまな存在を創造することによってこれらの法を定め、自分の出した最初の命令が同じ性質を持つ必然性に従わせられるのを見るのだ」ということをつけ加えるとすれば、神自体はその内部で法の全般的な伝播によって打ち負かされることになる^[1]。したがって、そこでは「神」はもはや絶対的な存在ではなく、相対化され「清算」されることになる。こうして、「原初的理性」は、「關係」としての法を考察する人間に、そして誰よりもモンテスキューにもどされ、世界は彼の掌中におさまることになる。そこでモンテスキューは言う。「作られた法が存在する以前に、正義の可能な諸関係(*rapports de justice possibles*)は存在していた」(Liv.I, chap.1)。したがって、「原初的理性」とは、の原理であると同時に、正義の可能な諸関係を成り立たしめるところの原理であると同時に、それを把握しようとする観察者モンテスキューの理性であり、知性リエスプリでもある。^[2]この「正義の可能な諸関係」は「平衡の諸関係」(*rapports d'équité*)とも表現されている。モンテスキューは

キューは語る。「したがつて、実定法に先立つて、あらかじめの諸関係が存在し、これらを実定法が確立するのだと云ふとを認めなければならぬ」(Liv.I, chap.1)。以上の「ことから、『法の精神』を解釈するためのキー・ワードは、「原初的理性」および「正義の可能的な諸関係」=「衡平の諸関係」である。⁽³⁾

次に、モンテスキューは広義の法としての自然法(*lois de la nature*)について簡単にふれたあと、狹義の法としての実定法(*lois positives*)について次のように説いてくる。「人間は社会生活を始めるときに、彼らは自分の弱さの感情を失つ。彼らの間に存在した平等は終り、戦争状態が始まる」(Liv.I, chap.3)³。それは民族対民族の戦争状態であり、それぞれの国家社会における個々人の戦争状態である。この戦争状態に対処するために、①民族相互間の関係を規定する万民法(*droit des gens*)、②各国家社会における治者と被治者の関係を規定する政体(*droit politique*)、③各国家における市民相互間の関係を規定する市民法(*droit civil*)が制定される。

右の実定法を踏まえ、モンテスキューは『法の精神』の全体的プランを明らかにしてくる。その場合、①「法は、一般的には、それが地上のありとあらゆる人民を支配するかぎりにおいて、人間理性(*raison humaine*)の適用である」と云ふべし、②「それらの法は、その作られた目的たる人民にとって固有のものでなくてはならない」と云ふべし⁴ことが前提となつてゐる(Liv.I, chap.3)⁵。従つて、モンテスキューは、実定法との関係において考察すべき諸要素として、①政体の性質および原理(*la nature et le principe du gouvernement*)、②國の自然的要素=気候、地質、位置、大陸等、③社会的要

素=生活様式(農耕、狩獵、放牧)、国制が容認しうる自由の程度(*le degré de liberté que la constitution peut souffrir*)、住民の宗教、性向、富、人口、商業、習俗、生活態度、④実定法の相互関係、⑤実定法の起源、立法者の目的および実定法確立の基礎としての事物の秩序、をあげている。モンテスキューは語る。「私がこの著作においてなぞうとするのは、以上の「こと」である。私はこれらすべての関係を検討するであろう。これらの関係がすべて一緒になつて、『法の精神』と呼ばれるものを形成する」(Liv.I, chap.3)⁶。右にみた諸要素のうち、本稿が考察対象とするのは、「政体の性質および原理」と「国制が容認しうる自由の程度」の二点である。

まず最初に、「政体の性質および原理」に関するモンテスキューの考察についてみてみよう。モンテスキューによれば、政体の性質とは「その政体をしてそのように在らしむるの」(*ce qui le fait être tel*)であり、政体の原理とは「その政体を活動せしめるの」(*ce qui le fait agir*)である(Liv.I, chap.1)⁷。換言すれば、前者は「政体の國有の構造」すなわち主権の所在とその行使様式であり、後者は「政体を動かす人間の感情」すなわち主権の行使を支える人びとの感情である。

モンテスキューによれば、政体には三種類ある。共和政(*Gouvernement républicain*)、君主政(*G.monarchique*)および專制政(*G.despotique*)である。共和政において人民が主権者であるとす、それは民主政(*G.démocratique*)であり、人民の一部が主権者であるとき、それは貴族政(*G.aristocratique*)である。民主政について、モンテスキューはアテナイ、スペルタ、ローマ等の歴史的事例を分析しつつ考察をす

すめている。民主政においては、主権者人民の意思は投票を通じて表明される。したがって、投票の権利を確立する法律は、この政体の基本的法律となる。この民主政においては、主権者たる人民は自らなし得る」とは自ら行い、そつでない」とは政務執行者(ministres)に委ねるべきである。」の意味において、「」の政体の基本的格率は、人民がその政務執行者すなわち役人(magistrats)を任命すると云ふ」とある」(Liv.I, chap.2)。モンテスキューによれば、人民は自らの権威を委託すべき人々を選定する」と、およびそれの人々の仕事を監視することについてはすぐれた能力を有しているが、自ら政務を処理する能力には欠けている。

貴族制について、モンテスキューはジェノヴァ、ローマ、ヴェネツィア、ポーランド等の歴史的事例を分析し、次のように述べている。「最良の貴族政とは、人民のうちで権力に全く参与しない部分が非常に小さく、また非常に貧いため、支配する部分がこれを圧迫することになんらの関心をももたない」貴族政である。「したがって、貴族の家柄はできるだけ人民に近い必要がある。貴族政が民主政に近づけば近づくほど、それは完全になるであろう。そして貴族政が君主政に近づくにつれて、それはより不完全になるであろう」(Liv. II, chap.3)。

君主政は基本的諸法律にもとづいて单一の君主が統治する政体であるが、君主の気まぐれな意思の抑制機関として「中間的、従属的、依存的な諸権力」(pouvoirs intermédiaires, subordonnés et dépendants)が必要である。「最も自然な従属的中間権力は、貴族の権力」であり、「君主なくして貴族なくして貴族なくして君主なし」と云うの

が君主政の基本的格率である(Liv.II, chap.4)。⁵⁾ さらに、「君主國においては中間的諸身分が存在するだけでは十分でない。それに法律の保管所(dépôt des lois)が必要である」。それは、「法律が作られたとき、それを告げ知らせ、法律が忘れられるとき、それを想い出させる」と云ふ政治団体(corps potitiques)」にはかななる(Liv.II, chap.4)。後述するように、モンテスキューの場合、パルラマン(Parlement・高等法院)がこの団体として考えられて云ふことは間へねどもない。

最後に、専制政においては、法律も準則も存在しない。あるのは、「五感によつて、自分がすべてであり、他人は無でしかないとたえず言い聞かされる一人の人間」のみである(Liv.II, chap.5)⁶⁾。要するに、そこでは専制君主の恣意と氣まぐれがすべてを支配する。以上が政体の性質についてのモンテスキューの分析である。それは、主権の所在とその行使様式の双方に着目した分析である。しかし、主権の所在とその行使様式は別異のものであるから、これを同一次元で捉えて政体の区別を論じているモンテスキューの政体分類論に対しても、当然のことながら批判がある。たとえば、ジャネ(Paul Janet)は、「國家の本質的事実が主権であるとすれば、諸国家間の本質的な相違はその主権が配分される様式の内に探るべきではないか」と述べ、民主政と貴族政は本質的に異なるものであると説いている。さらに、専制政は君主政の濫用形態であるから、モンテスキューが君主政と専制政を別異の政体として扱つてゐることも欠陥であり、アリストテレスの政体分類論こそが科学的であると述べている。このような批判的見解は、それ自体としては正当であろう。

しかし、『法の精神』という作品は「科学者」としてのモンテスキューの姿勢を保持しつつも、専制政に転化したフランス君主政と絶対王政のもとにおいていかにしたら「政治的自由」(liberté politique)を回復しうるかという実践的意図にもとづいて書かれているのであり、この点にこそモンテスキューが君主政と専制政を区別した真意が秘められていることも看過すべきではない。

それでは、政体の原理つまり政体を機能せしめる人々の感情は何であるのか。モンテスキューによれば、民主政の原理は徳性(vertu)つまり「平等への愛」(amour de l'égalité)であり、貴族政の原理は貴族と人民を平等ならしめ、貴族間で平等たらんとする貴族の自己抑制の徳性つまり節制(moderation)である。民主政の原理は名誉(honneur)つまり各人および各自分の偏見(préjugé)であり、専制政の原理は恐怖(crainte)である。「法律は各政体の原理に対して、その性質に対してと同様に関係している」と述べているように(Liv.III, chap.1)、モンテスキューは両者の相関関係を前提として政体分類論を開拓しているのである。ジャネはこの政体の原理を、その政治形態を生かしつづける「内的発条」(ressort intérieur)として捉え、「の原理に関する考察は、「政治学におけるモンテスキューの類まれなる新基軸の一つである」と評している。また、アルチュセールは、モンテスキューによる政体の性質と原理の統一的把握を高く評価して、次のように述べている。「この点は、モンテスキューの発見の全範囲を把握するためには決定的である。政体の性質と原理の全体性といふこの観念において、モンテスキューは、無限の謎を解く鍵を彼に与えてくれる新しい理論的カタゴリーをじつさいに提出していく

るのである。たしかにモンテスキュー以前にも政治理論家たちは、所与の政体が持つ法の多様性を説明しようと試みてきた。しかし、彼らは……やつと政体の性質の論理を素描しえただけであった。……モンテスキューは国家は現実的全体であり、その立法、諸制度、慣習というその細部のすべてはその内的統一性の結果であり、必然的な表現であるにすぎないと、いう仮説を諸事実のなかで発見し、検証することによって、この古くからの議論をここで最終的に解決する⁽⁷⁾。

ところで、右にみた「政体の性質および原理」に関する考察は、モンテスキューの基本的テーマである「政治的自由」を介して、彼の統治機構論に不可分に結び付いている。以下、イギリスの国制分析を介しての彼の統治機構論についてみてみよう。

なお、従来、『法の精神』と権力分立(séparation des pouvoirs)は不可分なものとして考えられ、今日においても講義上そのように説かれることが多い。しかし、すでに前世紀末に、デュギー(Léon Duguit)は一七八九年の国民議会に対するモンテスキューの影響を認めつつも、『法の精神』は権力の完全な分離を説いたものではないと指摘している。また、アイゼンマン(Charles Eisenmann)は、「國家権力を分離すると、この観念は『法の精神』には完全にかけている」と述べて從来の解釈を厳しく批判し、「権力分立の虚像」を次のように巧みな表現でもって説明している。「モンテスキューによつて理想的なものとして賞賛された国家構造(la Constitution)は、完全に分離され(séparés)、また全ての関係において相互に孤立した(isolés)」三つの機関による三権力の行使の制度といった公式に要約されるにまか

マ・ハ・テ・ス・キ・ューの憲法思想とペルルマン（畠 安次）

110

れれてくる。——たゞハベリシベバ、モンテスキューによる最良の憲法字「*le monde constitutionnel*」⁽¹⁾の物体(*corps*)に構成されており、そのそれぞれの物体は自律的で独立した運動でもってその固有の圈内を行へ、他の物体の「かなる」力(*attraction*)にもかなる反発力(*répulsion*)に影響されず、したがつて他の物体に対してもかなる「力」も反発力も及ぼさない。⁽¹²⁾ 本稿もまた、「法の精神」と権力分立を直結させる解釈は妥当でないと考へる。したがつて、本稿では権力分立論にかえて統治機構論と云ふ表現を用ひる。——「権力分立」は文脈上やむをえない場合にかぎり、カシロヘンで「権力分立」と表現する。

註

- (1) L. Althusser, *op.cit.*, p.31. 前掲訳書三七頁。
- (2) 「たゞ、體裁やくわせモノ・ハ・テ・ス・キ・ューの『理性』と云ふ言葉には、通りの用語があふれ、いだね。——「たゞ、ゆの本性を知るために觀察する技術(atu)」としての理性であり、かゝ一(1)は分析理性を超越し全体のバランスを見渡すものである。『H・ス・ド・リ』である。そしてこのエスドリを『原理理性』(raison primitive)と呼ぶ。——中江桂子、「モンテスキューにおけるエスドリ概念——『ハシヤ人の手紙』を中心にして」——思想八一九号・一九九一年一九頁。
- (3) 「モノ・ハ・テ・ス・キ・ューは、エスドリと云ふ言葉に一通りの意味を含ませてゐる」とは注意しなければならない。——社会全体の均衡をみわたす知の「はたかめ」としてのエスドリであり、かゝ一(1)は、均衡が達成された『状態』の「ことである。」——中江桂子・前掲論文、二二四頁。
- (4) モ・ハ・テ・ス・キ・ューと自然法との関係については、佐竹寛「モンテスキューにおける法と道德」(1) (1)荒)・法学新報六五卷一号(一九五八年)四五頁以

下、回1号(一九五八年)五二頁以下参照、また、一七一五年頃モ・ハ・テ・ス・キ・ューにて執筆されたと推定される自然法に関する草稿について、佐竹寛著「自然法ならびに正義と不正とその區別に関する試論(Essai touchant les lois naturelles et la distinction du juste et de l'injuste)」——モ・ハ・テ・ス・キ・ュー遺稿未刊資料——」(1) (1)荒)・法学新報六四卷八号(一九五七年)九二頁以下、同九号(一九五七年)七四頁以下参照。

(5) Paul Janet, *Histoire de la science politique dans ses rapports avec la morale*, t.2, 5^eéd., Paris, Librairie Félix Alcan, 1926, p.344.

(6) *ibid.*, p.347.

(7) Léon Duguit, La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789, in *Revue d'Economie politique*, t.7, 1893, p.99 et s.

(8) Charles Eisenmann, L'Esprit des lois et la séparation des pouvoirs, in *Mélanges Carré de Malberg*, Paris, 1933, p.179.

(9) Charles Eisenmann, La pensée constitutionnel de Montesquieu, in *La pensée politique et constitutionnelle de Montesquieu, Bicentenaire de l'Esprit des lois* 1748-1948, Paris, Sirey, 1952, Réimpression, Scientia Verlag Aalen, 1988, p.141.

(10) 「モ・ハ・テ・ス・キ・ューがアメリカ独立革命やフランス革命における思想的または憲法制定上の祖述者として位置づけられ、それが彼の政治思想なる」理論が近代の市民革命に極めて進歩的な役割を果し或いは影響を及ぼしたものとし、これを立憲政治なし立憲主義の源泉とみなすことには何らの疑いも起らぬのである。」——中江桂子・前掲論文、二二四頁。

(11) 「モ・ハ・テ・ス・キ・ューがアメリカ独立革命やフランス革命における思想的または憲法制定上の祖述者として位置づけられ、それが彼の政治思想なる」理論が近代の市民革命に極めて進歩的な役割を果し或いは影響を及ぼしたものとし、これを立憲政治なし立憲主義の源泉とみなすことには何らの疑いも起らぬのである。」——中江桂子・前掲論文、二二四頁。

(12) モ・ハ・テ・ス・キ・ューと自然法との関係については、佐竹寛「モンテスキューにおける法と道德」(1) (1)荒)・法学新報六五卷一号(一九五八年)四五頁における法と道德」(1) (1)荒)・法学新報六五卷一号(一九五八年)四五頁以

原登巳「モンテスキューの権力分立論に対するロック理論の関係——思想系譜についての一つの疑問——」『法政研究』一八卷一号（一九六一年）八四頁。

二 モンテスキューのイギリス国制分析

モンテスキューが「法の精神」を析出するための諸要素の一つとしてあげた「国制が容認しうる自由の程度」に関する考察は、『法の精神』第一編において展開されている。そこでは、国制との関係における政治的自由と、市民との関係における政治的自由が区別されているが、統治機構論をめぐって問題となるのは前者である。モンテスキューは言う。「政治的自由とは人が望むことを行いう」とではない。国家、すなわち、法律が存在する社会においては、「自由とは人が望むべきことをなしうることをして、のぞむべきでないことをなすべく強制されないことにのみ存しうる。」換言すれば、「自由とは法律の許すすべでをなす権利である。そして、ある市民が法律の禁ずることをなしうるとすれば、他の市民も同じようにこの権能をもつてあるから、彼にはもはや自由はないであろう」(Liv.XI, chap.3. 僕の引用者)。

この自由の定義についていえば、たしかに、「自由とは人が望むべきことをなしうること、そして、望むべきでないとをなすべく強制されない」とのみに存する」と云ふことは正当であろう。しかし、法律に従えば自由であるといふことはならない。なぜなら、暴政的な法律がありうるからである。それゆえ、ジャネによれば、「モンテスキューの點りは……彼が権利(*le droit*)から法律(*la loi*)を派生さ

せるのではなく、法律から権利を派生させている」とに由来するものである。⁽²⁾

ところで、

モンテスキューにとって、「民主政や貴族政は、その本性によって自由な国家であるのではない」(Liv.XI, chap.4)。

なぜなら、すでにみたように、モンテスキューは、民主政において主権者である人は自ら政務を処理する能力に欠けているとみており、しかも、貴族政はこのよくな民主政に近づくほど完全なものになると考えているからである。さらに、民主政の原理を德性=平等への愛とし、貴族政の原理を節制=貴族と人民および貴族相互間の平等を志向する自己抑制としているが、「彼は、自由は平等よりも不平等に結びついている」と云ふこと、したがつて君主政は自由の存在にとって最も望ましい体制であると云ふことに着目していた⁽³⁾からである。それゆえ、政治的自由は制限政体(Gouvernement modéré)すなわち君主政において、権力が濫用されない場合にのみ存する。しかし、「およそ権力を有する人間がそれを濫用しがちなことは万代不易の経験である」。それゆえ、「権力を濫用しえないようにするために、事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにななければならぬ。誰も法律が義務づけていないことをなすようには強制されず、また、法律が許している」とをしないように強制されないような国政が存在しうるのである」(Liv.XI, chap.4)。

「世界には、政治的自由を国制の直接目的とする国民もある」(Liv. XI, chap.5)として、イギリスを挙げている。こうして、一七一九年一月から一七三一年四月までイギリスに滞在したモンテスキュー

は、その成果を「イギリスの国制について」と題する第一編第六章にまとめたのである。そこでは次のように述べられている。「各国家には三種の権力、つまり、立法権(*la puissance législative*)、万民法に属する事項の執行権および市民法に属する事項の執行権がある」。立法権については説明を要しないが、万民法に属する事項の執行権とは、「講和または戦争をし、外交使節を派遣または接受し、安全を確立し、侵略を予防する」権力および「公的決定を実行する権力」であり、市民法に属する事項の執行権とは、「犯罪を罰し、あるいは、諸個人の紛争を裁く」権力である。モンテスキューは前者を執行権(*la puissance exécutive*)、後者を裁判権(*la puissance de juger*)と呼んでよ」としている。

ところで、近代的な「権力分立」論の先駆者はロックであるが、ここではロックの理論とモンテスキューのそれとの相違についてみておきたい。ロックの場合、立法権(legislative power)、外交権もしくは連合権(federative power)、執行権(executive power)が区別されているが、裁判権は独自の権力概念としては捉えられていない。しかも、すべての協同体の執行権および連合権は、実際は相互に区別があるとしても、それはほとんど分離することができず、また、違った人の手に同時におくといともできない」とされていることから、ロックの理論は実質的には「二権分立」論であるといってよい。これに対して、モンテスキューは立法・執行・裁判の三権を概念上区別し、それぞれ別個の機関に委ねている。モンテスキューが裁判権を独自の権力概念として捉えたところにロックとの相違を見ることがある。⁽⁵⁾ ただしモンテスキューも裁判権の担い手を国家

の権力機構の内に位置づけていない点に留意しなければならない。しかし、後述するように、モンテスキューの統治機構論においてはこの裁判権の担い手としての政治団体＝バルマンが極めて重要な役割を期待されているのである。

さて、モンテスキューが統治機構論を開拓する目的は言うまでもなく政治的自由の擁護であるが、それについて彼は次のように述べている。

「同一の人間あるいは同一の役職者団体において立法権と執行権とが結合されるとき、自由は全く存在しない。なぜなら、同一の君主または同一の元老院が暴君的な法律を作り、暴君的にそれを執行する恐れがありうるからである。

裁判権が立法権や執行権と分離されていなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権と結合されれば、市民の生命と自由に関する権力は恣意的となろう。なぜなら、裁判官が立法者となるからである。もしこの権力が執行権と結合されれば、裁判官は圧制者の力をもちうるであろう。

もしも同一の人間、または、貴族もしくは人民の有力者の同一の団体が、これら三つの権力、すなわち、法律を作る権力、公的な決定を執行する権力、犯罪や個人間の紛争を裁判する権力を行使するならば、すべては失われるであろう。」(Liv.XI, chap.6) モンテスキューは、「この最後の例をトルコに見てよ。トルコ人のもとでは、これらの三つの権力は皇帝の一身に結合されて、おそれべき専制政治が支配している」からである(Liv.XI, chap.6)。そして、ルイ十四世の統治がそのような傾向を有していたことについて

は、『ペルシア人の手紙』(*Lettres persanes*, 1721)において次のように述べられている。「王様がしばしば仰せられたそうだが、世界中のすべての政体のうちで、トルコのそれが、わがおそれ多いスルタンのそれがもつともお気に召すだろうとのことで、それほど東洋風政治を重んじているのだ。⁽⁶⁾」

さて、立法権、執行権、裁判権のそれぞれについて、モンテスキューはどうのように考えているのであるか。この点について考察する場合、後述することなく、イギリスの国制についてのモンテスキューの分析が必ずしも正確なものではなく、ときに重大な誤りを含んでいることに留意する必要がある。

まず立法権について、モンテスキューは次のように述べている。「自由な国家においては、自由な魂をもつとみなされるあらゆる人間が自分自身によって支配されるべきであるから、人民が一團となつて立法権をもつべきである。しかし、それは強大な諸国家では不可能であり、弱小の諸国家では多くの不都合を免れがたいので、人民は自分自身でなしえないとすすべてその代表者を通じて行わねばならない」(Liv.XI, chap.6)。ここに明らかに、モンテスキューは直接制をさけて代表制を考えているのであるが、それは單に大国における直接制の物理的不可能性のゆえではなく、彼の政治観とりわけ人民の政治的資質に関する彼の貴族的偏見によるものである。すでにみたように、モンテスキューにとって、人民は代表者を選定しそれを監視する能力は有するが、自ら政務を処理する能力には欠ける存在である。

この代議制を前提にして、モンテスキューは立法府の構成につい

て次のように述べている。「立法権は貴族の団体にも人民を代表するために選ばれる団体にも委ねられる。要するに、上院と下院といふ二院制である。この「両団体はそれぞれ別々に会議と審議をもち、別個の見解や利害をもつてゐる」(Liv.XI, chap.6)。この二院制に関してもモンテスキューの貴族的発想をつかがうことができる。すなわち、彼によれば、「国家には常に、出生、富、名聲によつて際立つた人々がいる」ことから、これを一般人民と混同するなら、そのことは自由の擁護にとってマイナスになる。「それゆえ、立法における彼らの役割は、彼らが国内でもつてゐる他の優越性に比例すべきである」。また、代表者を選ぶに際しては市民は投票権を有すべきであるが、「自分自身の意思をもたないとみなされるほど低い身分にある者は除かれる」(Liv.XI, chap.6)。

次に、執行権についてモンテスキューは次のように述べている。「執行権は君主の手中におかれるべきである。政体のこの部分は、ほとんど常に即時の行動を必要とするので、多くの人よりも一人によつて、よりよく処理されるからである」。モンテスキューの念頭にあるのはあくまでも君主政である。問題となるのは次の二節である。「君主が存在せず、執行権が立法府から選ばれた若干の人々に委ねられるならば、もはや自由は存在しないであろう。なぜなら、二つの権力が結合され、同じ人々がそのいずれにもときとして参加し、また、常に参加しうるからである」(Liv.XI, chap.6)。

ここに明らかなように、モンテスキューは萌芽期にあるイギリス議院内閣制を正面から否定しているのである。したがつて、「イギリスの国制について」と題する第一編第六章は、モンテスキューに

よるイギリスの国制の正確な分析ではなく、彼自身の政治的評価をその分析の中に挿入しているとみなさなければならない。実証主義者モンテスキューがイギリスの萌芽期の議院内閣制を誤って紹介するなどということは、およそ考えられないからである。その意味において、この点に関する次のような指摘は傾聴に値する。「『法の精神』の叙述は原則としては冷静な客観的な態度でなされている。しかし、そこで專制主義が取り扱われる場合は著者のそれに対する倫理的批難が明確にみられる。それと同じように、英國憲法の論述においては、著者のそれに対する倫理的賞讃が明白に看取される。著者はここでは單に真理の追求をのみこととする科学者ではなくて、正義の秤でもつて事物の価値を判断しようとする評価者としてあらわれている。」したがって、「彼の……叙述が現実の英國憲法の客観的・科学的説明だと断ずることも當をえたものとはいえない。」⁽⁷⁾

さらに、立法権と執行権の関係についてモンテスキューは次のように述べている。「執行権が立法府の企図を抑止する権利をもたないならば、立法府は專制的となろう。」これは立法府に対する執行権者の拒否権である。しかし、「立法権は逆に執行権を抑止する権能をもつべきではない。なぜなら、執行にはその本性上限界があり、執行を制限することは無益だからである。」それでは、執行権に対しても立法権は無力であるのか。そうではない。立法権は、「自分が作った法律がどのような仕方で執行されたかを審査する権能」をもつべきである(Liv.XI, chap.6)。この権能は今日の国政調査権であるが、モンテスキューは君主政を前提としていることから、この権能は君主の権力濫用を抑止するための手段と考えられる。

最後に、裁判権についてモンテスキューは身分制を前提とした構想を開拓している。すなわち、「貴族は国民の通常裁判所ではなくて、立法府のうちの貴族によって構成されている部分に呼び出されるべきである。」これに対し、人民による裁判権は「常設的な元老院に与えられるべきではない。それは、必要とされる期間だけ存続する裁判所を構成するために、人民の団体から、一年のある時期に、法律に規定された仕方で選び出された人々によつて行使されるべきである」(Liv.XI, chap.6)。このように、モンテスキューは貴族に対する裁判権と人民に対する裁判権を区別した上で、後者の裁判権について次のように述べている。「三権力のうち、裁判権はある意味では無きない無生物である。」(Liv.XI, chap.6)

以上が立法・執行・裁判の三権についてのモンテスキューの説明であるが、これらの説明のまとめとして次のよう�述べている。「それゆえ、われわれの述べている政体の基本的な国制は次のとおりである。その立法府は二つの部分から構成され、相互的な阻止権能によって一方が他方を抑制するであろう。両者はともに執行権によって拘束され、執行権自体も立法権によつて拘束されるであつ」(Liv.XI, chap.6)。

このように、モンテスキューは立法・執行・裁判という三権の概念上の区別を行なながら、裁判権を具体的な権力機構の中に位置づけてはいないのである。すなわち、モンテスキューにあっては、立法権と執行権のみが具体的な権力機構の中に位置づけられ、それぞ

れの担い手として上院・下院・君主という三者が捉えられているのである。このように、立法権者である上院は貴族の代表によって、下院は人民の代表によって構成され、執行権は君主によって担われる所以であるから、モンテスキューの統治機構論は、具体的な政治的次元においては、貴族・人民・君主という三者の勢力均衡が実現されるものとして構想されているのである。したがって、モンテスキューは、君主政を前提としながらも混合政体(Gouvernement mixte)論を展開していると考えてよいであろう。

以上のことを踏まえ、さらに後述することとの関係で、(1)では次の二点に留意したい。第一に、モンテスキューの統治機構論は政体分類論と不可分な関係において展開されていることである。すでにみたように、モンテスキューはその政体分類論において民主政、貴族政、君主政、專制政を区別しつつ、君主政を前提として君主の恣意的な権力発動を抑制する統治機構を構想していた。具体的には、貴族の中間的・附属性の期間を重視することによって君主・貴族・人民の三者の勢力均衡を実現し、さらに「法律の保管所」(1)パルマンを要としてこの均衡を維持せんとするところに、モンテスキューの基本的な発想があつたのである。したがって、「モンテスキューは、政体論における、君主政・貴族政・民主政の三つの型の政体を、立法・執行・司法の三権分立の理論に接合しようと試みたのである」といわれるよう、その統治機構論はこの政体分類論を踏まえた上で、君主政を前提として展開されているのであって、決してそれ以外の政治社会を期待したものではない。「モンテスキューの権力分立論は、君主の執行権と、中間団体である貴族団および人

民代表団の立法権との抑制・均衡の理論にほかならない」といわれるゆえんである。『法の精神』を解釈するためのキー・ワードは「原則理性」および「正義の可能な諸関係」(2)、「衡平の諸関係」であるとすでに述べたが、政体分類論および統治機構論において、まさしくこの「衡平」を求めようとするモンテスキューの理性もしくはエスプリが機能しているのである。

第二に、モンテスキューの統治機構論がイギリスの国制の実態を考慮しつつ展開していることは否めないとしても、それが単なるイギリスの国政の分析にとどまるものではないということである。モンテスキューによるイギリスの国制分析には事実誤認ともいべき箇所があり、その点については、イエリネックの次の指摘が参考になる。「モンテスキューは現実のイギリスを知らなかつたといふ有名な非難についても、ひとは、絶えずいくらかより慎重でなければならない。なぜなら彼はこの現実のイギリスを彼の説の基礎とする」となどを必要としているからである。⁽¹⁰⁾

たしかに、モンテスキューは、イギリス人がその国制のもとで実際に政治的自由を享受しているか否かを問題にしているのではない。なぜなら、「イギリス人が現にこの自由を享受しているか否かを検討することは、私の任ではない。私としては、その自由が彼らの法律によって確立されていることを述べれば十分であつて、それ以上のこととは求めないのである」と語っているからである(Liv.XI, chap.6)。それだけではない。モンテスキューは、フランス君主政は自由を直接の目的とはいひながら、市民、国家および君主の「栄光」を目指す結果として自由の精神を生み出し、そのことによって

モンテスキューの憲法思想とバルルマン（畑 安次）

自由を目的とする国家イギリスと同様に幸福に貢献であるのだと自負しつつ、次のように述べてゐるからである。「そゝでの三つの権力は、すでに述べた国制（イギリスの国制）を手本として配分かつ融合されているわけではない。三つの権力は、それぞれ独自の配分をもつ、それに従つて多かれ少なかれ政治的自由に近づいてゐる。そして、もしもそれらが政治的自由に近づかないならば、君主政は専制政へ堕落するであら」（Liv.XI, chap.7）。

そうだとすれば、モンテスキューの真のねらいはイギリスをモデルとして統治機構を構想することではなく、フランス君主政を念頭において、君主の権力濫用による專制政への墮落をいかにしたら防止されることができるかといふ点に据えられているといえよう。その構想の輪郭は、王権との対立緊張関係のもとで歴史的に展開されてきたパルルマンの活動を介して、彼のイギリス滞在以前にすでに形成されていたのではなかろうか。以下、この点について考えてみよう。

註

(1) モンテスキューは、1715年の意味における自由について次のように述べてゐる。「國制との關係において自由を形成するものは、諸法律の規定、あるいは基本的法律の規定だけである。しかし、市民との關係においては、習俗、生活態度、一般に認められた事例などが自由を生じさせうる……市民に關する種々の法律も自由を助長するものである」（Liv.XII, chap.1）

(2) P. Janet, *op. cit.*, p.366.

(3) S. Goyard-Fabre, *op. cit.*, p.310.

(4) J. Locke, *Two Treatises of Civil Government*, Everyman's Library,

1962, p.192.鶴岡信成訳『市民政府論』岩波文庫一五〇頁。

(5) 「モンテスキューは、ロックの政治学の諸論説について絶えず熟考した。彼はその才能のかなりの部分をロックに負つてゐる。（しかし）そのことは、モンテスキューにとって、ロックが、人々の貢献的に追随してきたようなモデルであったという」とを意味しない。わがラ・ブレーの質入（モンテスキューは、その性格においてあまりにも独自性を有していたので、そのような追随を耐え忍べ）とはできなかつたのである。「モンテスキューは一つの要素を区別してくる。すなわち、一方では、執行・立法・裁判という三権力の分担（division）——それらのいずれも他の二権力と連帶しながらも独立してくる——であり、他方では、三つの政体——王政・貴族政・民主政——の結合（combination）である。イギリスの国制がわれわれの思想家（モンテスキュー）によって『人間精神の傑作』と思われたのは、いわば「おなじであります」」——Joseph Dedieu, *Montesquieu, L'homme et l'œuvre*, Paris, Boivin et C. 1943, pp.86-87.

(6) *Oeuvres complètes de Montesquieu*, t. 1, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1949, p.184. 井田進也訳「ペルシア人の手紙」——井上耕治編『モンテスキュー』（世界の名著三四・中央公論社・一九八〇年）一一九—一一〇頁。

(7) 宮沢俊義・前掲論文・『憲法の思想』九六—九七頁。

(8) 三辻博之・前掲論文（四）・國家学会雑誌七八卷一・二号四一頁。

(9) 同上・四四頁。

(10) G. イエリネック『一般國家学』（芦部信喜他訳・学陽書房・一九七四年）四九〇頁。

三 モンテスキューの憲法思想とパルルマン

〔一〕八世紀初期のパルルマン

右にみたよに、モンテスキューは三つの権力を概念上区別しながら、裁判権を具体的な権力機構から排除している。こうして、上院・下院の立法権と君主の執行権を前提とした政体の基本構造を説いているのであるが、それに続けて次のように述べている。「これら三つの権力は、休止または無活動の状態になる」とがある。しかし、これらの権力は事物の必然的な運動によって進行を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう」(Liv.XI, chap.6)。したがって『法の精神』の中に「権力分立」論を見出す伝統的な考え方を厳しく批判したアイゼンマンが、「国家機関……の機能的、人的および実質的な分立」という意味においては、モンテスキューは権力分立を賞讃してもいないし実現してもいない」と述べているように、モンテスキューの統治機構論は権力の「分立」というよりも権力の「協調」の理論として構想されているのである。

それでは、この権力の「協調」は何を担保としてその可能性を保障されているのか。それが問題である。この点については、次のような解釈がある。「モンテスキューが英國の議会政治にもう一步アプローチしたなら、均衡において偶発的に生ずる静止または停滞から抜け出すために、立法府と執行府の協力活動への刺戟を与えるものは事物の自然の運行によるものでなく、下院の多数派の領袖であり、与党と国王の信任を同時に持つ首相の活動によるものである」とを

理解しただろう。然し、モンテスキューは、ウォルポール(Walpole)首相による権限の行使につき、意識的にか無意識的にか目を閉じ、曖昧な答を出すにとどめた。⁽²⁾ たしかに、イギリスの国制に限定していえば、この解釈は重要なポイントをついている。しかし、本稿はこの点については、モンテスキューが意識的に目を閉じているのだと解釈するものである。既述のように、モンテスキューの真のねらいはイギリスをモデルとして統治機構を「理念型」として提示することではなく、フランス君主政がいかにしたら政治的自由に接近しうるかを具体的に構想することにあるからである。したがって、フランス君主政を前提として、権力が権力を抑止し、しかもそれらの権力が協調して進行しうる可能性は別のところに探らねばならない。

そこで考えてみなければならないのは、彼が君主政における「法律の保管所」(dépot des lois)として位置づけたパルルマンの存在である。次の二節にあらためて注目したい。

「君主國においては中間的諸身分が存在するだけでは十分でない。さらに法律の保管所が必要である。この保管所は、法律が作られたとき、それを告げ知らせ、法律が忘れられるとき、それを想起出させるところの政治団体の中にのみ存在しうる。」(Liv.II, chap.4)

この政治団体がパルルマンである。このパルルマンは、その評定會(conseillers)がルイ一世(Louis XI, 在位1461-83)のもとで一四六七年に終身的身分保障を認められて以来、法令審査登録権(enregistrement)と建白権(remontrances)を権にとて王権との対立緊張閑

係を形成し、強力な政治的役割を演じてきた。⁽³⁾ しかし、フロンダンの乱の鎮圧後の一六五三年一〇月二二日(declaration)は、パルマンに對して国事について検討やむことおよび財政問題について指示を与えることを禁じた。さらに、摄政期を終えてルイ一四世の親政に移る一六六一年七月八日の王室顧問會議の決定(arrest du Conseil)は、王令(Ordonnances)および王室顧問會議の決定に服従すべきことをパルマンに厳命した。また、ルイ一四世は一六六八年に、パリのパルマンの記録から一六四八年から一六五一年までの政治問題に言及してある部分を削除させた。さらに、一六六七年の民事王令(Ordinance civil)はパルマンの建白の慣行を規制し、一六七二年二月二四日の王宣は、王令、勅令、王宣もしくは公開状(lettres patentes)がいかなる修正や留保もなしに登録されるべきことを命じた。⁽⁴⁾ モンテスキューが『ペルシア人の手紙』においてルイ一四世の統治を東洋風の專制政治であると批判し、「パルマンはいまではわざかに裁判を行うのを任務としているだけで、それらの権威はなにが思ふもよらぬ事情で力と生氣を回復しないかぎり、いつも低迷してゐる」と嘆いているのは、このよくな歴史的な背景を踏まえてのことである。まさしく、モンテスキューに於て、絶対王政確立の歴史は「パルマンの権威失墜の歴史」だったのである。

しかし、ルイ一四世が没する二〇二〇年以降、政治情勢は一変する。

攝政フィリップ・ド・オレアン(Philippe d'Oléan, 1674-1723)はルイ一五世の攝政に関するルイ一四世の遺言を変更するに際して、パルマンの協力を必要とした。そのために、一七一五年九月一五日の王令は、幼少の国王の臨席する親臨法廷で登録されたものであるが、そ

れはいかなる制限も付されず、法令登録に先立つパルマンの事前建白とこう旧來の権限の復活を容認した。⁽⁵⁾ ことにつけ、オリヴィエ・マルタ(François Olivier-Martin)は次のようく述べている。「1716年1月22日、一八世紀を通じて高等諸法院(cours souveraines)がわがものにする」とになる活動と闘争の本質的手段が設定された。次第に拡大されてきた建白において、高等諸法院は君主政の國家構造(Constitution de la monarchie)に関する自らの見解を表明し、自らのやり方でもってその国家構造を解釈するようになつた。高等諸法院は単に自らの登録に付されるべき諸法律の場合だけでなく、あらゆる種類の状況に關して、それらの建白をせし向けるであろう」⁽⁶⁾。

モンテスキューは、自らの統治機構論を構想するに際して、このようなパルマンの行動に多くを學んでいたらしい。そこで、以下においては、フランソワ・モンターニュ『十八世紀におけるパリのパルマンの建白集』*Remontrances du Parlement de Paris au XVIII^e siècle*, publiées par Jules Flammarmont, t.1(1715-53), 1888, Paris, Imprimerie Nationaleを素材として、モンテスキューのイギリス滞在前の一八世紀初期段階におけるパリのパルマンがその諸建白を通じて、立法・執行・裁判の三権力にいかなる関りをもつとしているのかを見てみよう。

II パルマンの諸建白

①一七一六年五月二二日「宿駅監督官職および建造物監督官職を再建する勅令に関する建白」*Remontrances sur les édits créant la*

surintendance des postes et relais et la surintendance des bâtimen⁽¹⁰⁾ts et manufacture — 憲駕監督職(11)ぬもだ監督職(grand-maître et surintendant général des postes)へといた官職は、無用のものになつた。一七一五年九月の新勅令は、これらの官職を再建しよつとするものである。ペルルマンはルイ十四世治下で沈黙を余儀なくされてきたが、この新勅令に対する建白によつて「立法権行使への参加の理論」(la théorie de la participation au l'exercice du pouvoir législatif)を確立した。⁽¹²⁾この新勅令は、宿駅に関する問題を含む絶対的な裁判管轄権(jurisdiction absolute)を、憲駕監督長官および監督官に委ねようとしたのである。しかし、これらの権限は、問題の性質に応じて、ペルルマンの管轄下にあるバイイ裁判所(bailliages royaux)、ヤベハヤル裁判所(sénéchaussées royales)および騎馬等級隊長官(prévôt des maréchaux)に帰属すべきものであつた点で新勅令はペルルマンの伝統的な裁判管轄権を侵害するものである。ペルルマンがこの新勅令に反対して建白を提示したのはこのためである。

同建白の一節は次のよつて述べてゐる。「勅令の尊厳は侵す」とのできない監視を必要とします。勅令の変更を正当化⁽¹³⁾するのは明白な公共的必要性のみであります。その必要性は、いわば看取されないのであります。」したがつて、この建白の主要なねらいは、王権に対するパルルマンの裁判管轄権の擁護にとどまらず、新勅令に対する審査登録権および建白権を介して、勅令変更に関する立法権および執行権にも関与せんとするところにある。

モンテスキューの憲法思想とペルルマン（畠 安次）

②一七一八年六月一九日「貨幣の全面改鑄を命じた」一七一八年五月の勅令に關するべルルマンの使者によつて摂政ソレーヌーに提出された進言「Représentations assemblées au régent par une députation du parlement sur l'édit de mai 1718 ordonnant la refonte générale des monnaies — ペルルマンは、貨幣改鑄の口実やつて貨幣価値を恣意的に変更するジョンロー(John Law, 1671-1729)の財政措置を命じた勅令に反対した。実は、同勅令はペルルマンには交付されず、幣鑄院(Cour des Monnaies)に送付され、そこで登録されたものであった。

ついで、ペルルマンは同勅令を検討するたまび、団体の最高庭(ペルルマン・造幣院Cour des Monnaies・会計検査院Chambre des Comptes・租税院Cour des Aides)の代表者の合同会議を召集⁽¹⁴⁾した。しかる、摂政は「ローナーの乱当時の輶を踏んではなかないと考へて」の合同会議を禁止した⁽¹⁵⁾。そのため、ペルルマンの殿長は王宮に赴き、摂政に対して進言を行つた。同院長は貨幣問題に関する一六・一七世紀の前例を列挙して、ペルルマンの権限を次のように擁護した。「われわれは父親から次のことを聞いております。すなわち、王国全体の治安に関する規律を含む法律はペルルマンにおいて登録されねばならず、その法律の公示が行われるのはこの第一の裁判所(Premier tribunal de la justice du roi)においてであります。」この権威だけは、その法律は全てのバイイ裁判所管区およびセネシャル裁判所管区へ送付されるのであり、したがつて法律を公的なものとするために必要なこの形式は、他のいかなる裁判所にあっても補充されえないのです」。

摂政オルレアン公はこの進言を聽きはしたが、貨幣問題については造幣院が権限を有しているとしてパルマンの要求に応じなかつた。パルマンは六月二〇日、貨幣改鑄の勅令の執行を一時停止する決定を行つて、二一日、王室顧問會議はこの決定を破棄する。こうして、パルマンは六月二七日に次のよつた建白を提示する。

(3) 一七八八年六月二七日「貨幣改鑄問題に関する建白」
Remontrances sur l'affaire de la refonte des monnaies — この建白

由はパルマンの伝統的な諸権限について次のよつた述べてゐる。「パルマンは、陛下の前任者である諸国王によつて認められてきた権限しか有しておりません。その権限は、わが諸国王の諸命令を執行せしめるためにしか用いられるべきではありません。われわれはまた、王国に良き秩序を維持し、公共の平安を確保し、また今日われわれが行つてゐるように、必要な場合には……臣民の要求と不安を陛下に進言するために、われわれに委ねられていることを行わねばなりません。」「われわれは、陛下の御意がパルマンにおいて登録され公示されたあと、その管轄下にあるバイイ裁判所およびセネシャル裁判所に送付されるという通常の方法でもつて陛下の全ての人民に伝達されると云ふ」とは、單に陛下の臣民の利益のみならず、陛下御自身の利益でもあると、あえて申し上げんとするものであります。⁽¹⁷⁾

この建白に対しても摂政は次のように回答し、パルマンに譲歩し

なかつた。「国王の権威は、もしそれが古來の法律を維持することに帰せられてしまつて新たな法律を制定しないとすれば、人々のたぐらみと時代の必要性があつついでひきおこす全ての過誤を抑制する

には充分ではないであろう。／古い法律も新しい法律も国王の意思によつてしか存続しないし、法律たるには国王の意思だけしか必要としない。それを行うことが高等諸法院に委ねられているところの法律の登録は、立法権に対し何物も付加するものではない。その登録は単に公布にすぎず、また、高等諸法院が他の臣民に模範を示す榮誉を疑いもなく有してゐるにちがいなく、また有してゐるところの不可欠の服従行為にすぎない。⁽¹⁸⁾」

右にみた進言および建白に明らかなるように、パルマンは法令の審査登録および公示を当該法令に効力を付与するための独自の権限行為と考えてゐるのに対し、摂政の側では法令に効力を付与するものは国王の意思のみであつて、パルマンにおける登録や公示は單なる服従行為でしかないと考へてゐるのである。両者の見解は基本的に入り合つてゐる。そこで、パルマンは七月二六日、次のよつた反復建白を提示した。

(4) 一七八八年七月二六日「貨幣改鑄に関する反復建白」Iteratives remontrances sur la refonte des monnaies — この反復建白は歴史的な考察を含んでゐるので、その諸節を引いてみよう。

「わが國の諸国王の全ての王命は、われわれにもたらされる勅令およびその他の法律の内に陛下と国家の利益および国王の根本法に反するものが何ら存在しないかどうかを検証することを、われわれに課しております。⁽¹⁹⁾

「陛下、陛下のパルマンは、陛下に対してはなはだ真摯な抗議を行わねばならないと考へるものであります。と申しますのも、パルマンは自らの義務についてあまりにも完璧な認識を有しており

ますので、パルルマンがフランスにおける唯一の合法的権限……として考へておられる権限を減少させたり分割したりするなどとは夢々考へないからであります。⁽²²⁾

「一三〇四年頃——頃と申しますのはその期日が必ずしも確かにでないからであります——、国王はパルルマンを種々の理由でもつて一定の場所に設定されたのであります。つまり、国王は固定的な団体——この団体は重大な諸問題に対して筋の通った配慮をなし、また王権の全ての特権の保持を持続的に監視することによってそれらの特権を完全なかたちで維持し、それに反するような企てを抑止するものであります——を設置することによって、王権の諸権利の維持を確保し、国王にとつても全ての国民にとつても有益なことを行おうと考えられたのであります。⁽²³⁾

「ハの時以降、パルルマンは国王とその他の臣民の間の一種の必要な紐帯であると考えられるようにまでなり、人民はパルルマンによつて検証された法律が有益であるかもしくは必要なものであるとじつことを納得し、またわが諸国王は、それらの法律がこの裁判所（パルルマン）を通過したときにその臣民はそれに服従するのであるとじつことを経験によつて認識されたのであります。」

「陛下、われわれは、陛下が唯一の主人であり唯一の立法者であるとじつこと、種々の出来事、陛下の人民の諸要求、陛下の王国の公安、秩序および管理は、この国においていつも遵守されてきた形式において、それらを新たなものにするようにわれわれをして変更せしめうるといふ法(lois)が存在するということを認めると同時に、われわれは、確固不動の君主政とともに古い法が存在するといふこと

と、その保管所は王権によつてわれわれに委ねられてきたといふことを陛下に申し上げるのが、われわれの義務であると考えるものであります。⁽²⁵⁾

要するに、右にみた②③④の進言および建白を貫いているのは、①の建白と同様に、パルルマンの裁判管轄権および立法問題 (matière législative)に関する権限をめぐる諸原理である。しかも、新勅令の執行を停止する決定まで行つてゐるのであるから、パルルマンは執行権にも関与してゐるのである。

この反復建白には回答が寄せられなかつた。そこでパルルマンは反政府キャンペーンを企て、ローの財政政策を攻撃した。しかし、國璽尚書(garde des sceaux)タルジャンソン(Voyer d'Argenson)は、パルルマンが国王の命令に待つたをかけ、「王國の不可欠の立法者」(législateur nécessaire du royaume)たゞんとして国王の権威を傷つけたとの非難を行い、パルルマンの建白権を制限するための措置を予告した。こうして国王は、王室顧問會議の決定にもとづいて、最初の懲罰王令(Ordonnances dites "de discipline" ou édits de discipline)を発した。それによると、今後パルルマンに送付される法律については、八日以内に建白が提示されなければ登録されたものと見なされるとじつこと、建白に対しても国王の回答がなされなければパルルマンは遅滞なくその法律を登録しなければならないといふこと、法律を解釈するとじつこと、修正するとじつこと、その執行を延期することは禁じられるとじつこと、パルルマンは自らのもとに送付されなかつた法律に関しては建白を提示してはならないといふこと、国王によつて促されないかぎり財政管理および統治に關

するいかなる問題にもかかわってはならない」ということである。⁽²⁶⁾これに対しパルルマンは強く抗議したが、八月一八日から一九日にかけて、王権側はパルルマンの最も熱心な三人の評定官を連行し、拘禁した。パルルマンは三人の釈放を求め、摄政のもとへ代表団を派遣して次のような建白を提示した。

⑤一七一八年八月二九日「副院長フリゾン・ムウ・ラモン氏と評定官サン・マルタン氏およびトゥイユー・ムウ・カランヌ氏の連行および拘禁に関する建白」*Remontrances sur l'enlèvement et l'arrestation de M. le président Frizon de Blamont et de MM. les conseillers de Saint-Martin et Feydeau de Calendes*⁽²⁷⁾——この建白は、裁判管轄権と訴訟の職務権限に関するパルルマンの基本的な見解を示している。建白は次のように述べてある。「陛下が彼らを逮捕させた時、陛下は彼らが有罪であると思料されたものとわれわれは考へるものであります。陛下、そのような場合には、それに関しても最も厳格な裁判を行ふ栄誉をわれわれに委ねていただきたいのであります。われわれの同僚が訴追されている何らかの犯罪について、彼らを裁く特権はわれわれにとって決して疑問の余地なきものであります。……われわれは、生じた諸問題に関して全く自由に審理するためにしか、またわれわれの良心の赴くところにしたがつてその見解をのべるためにしか、陛下のいかなる官吏となる栄誉も有してはならないのであります。」この由由がわれわれから奪われ、陛下にとってわれわれを全く無益なものとするなどうことは、陛下の公務にとって大きな不幸となりました。⁽²⁸⁾

この建白に対し摄政は回答をしなかつたが、パルルマンの爆動

が穢やかになつたとして三名を釈放した。これ以降一八ヶ月にわたつてパルルマンは沈黙し、ローの無法な財政政策を傍観した。その後、パルルマンは一七一〇年四月一七日の「年金金利を五〇ムウニエに減少する勅令に關する建白」(Remontrances sur l'édit réduisant les rentes au denier 50)および反復建白⁽²⁹⁾によつてローの財政政策に反発したため、ポントワーズ(Pontoise)へ追放されるに至る。しかし、やがてローの財政政策は完全に破綻し、同年一月一六日、パルルマンはパリに帰還した。

⑥一七一一年二月一日「ラ・フォルス公の訴訟移送に関する建白」*Remontrances sur l'évocation du procès du duc de la Force*⁽³⁰⁾——摄政顧問会議(Conseil de Régence)のヘーベーであるラ・フォルス公は、その地位を利用して、ローの財政政策のもとで法外な銀行券を入手し、それによつて大量の商品を買ふてゐた。このことが警察当局によつて告発され、パルルマンはラ・フォルス公の逮捕命令を発し、彼を訴追するための同衆衆(pairs)の裁判を召集した。しかし、一月一八日、王室顧問会議はラ・フォルス公の訴訟を国王に移送するよつにとの決定をパルルマンに通達した。そのため、パルルマンは建白を提示した。同建白は次のように述べて、「この訴訟移送は神聖不可侵な慣習に反するものであると主張した。「陛下……陛下の王国の同輩衆がその行動について弁明しなければならないのは、パルルマンにおいてでしかありません。それらの問題が取り扱われねばならないのは、陛下の監督下において、すなわち、わが登録簿が特に国王の法廷(Cour du Roi)と呼んでいる法廷においてでしかありません」」

」の建白に対し王権側が譲歩し、ラ・フォルス公の訴訟をパルマンに委ねるという王宣が三月一〇日に発せられた。こうして、パルマンはラ・フォルス公を買占人であるとして有罪を宣告し、買い占められた全商品を病院および食料品組合のために売却させた。要するに、この建白もパルマンの裁判管轄権とりわけ同輩衆の法廷の管轄権を擁護しようとするものにはかならない。

〔三〕モンテスキューの統治機構論とパルマン

みどにみた一八世紀初期の諸建白は、ルイ十四世没後、モンテスキューが『法の精神』を構想する直前のものであるが、これらを通してわかることは、第一に、パルマンが自らの伝統的な裁判管轄権を強力に擁護しようとしていること、第二に、さらにこの擁護を介して立法権および執行権にも関与しようとしていることである。

このことについて、フランソワ・モーリス・モンテスキューは次のように述べている。「裁判権と執行権の分離を擁護することによって……パルマンはすぐれた役割を果した。一八世紀にはパルマンはこれらの理論に忠実であり、パルマンはこれらの理論をしだいに展開し、それらの理論は世論の先例となるまでに至るであろう」⁽³²⁾。

こうして、フランソワ・モーリス・モンテスキューは次のように具体的な例証として、一七三一年八月四日の「パルマンの地位に関する建白」(Remontrances sur l'état du Parlement)の次の一節をあげてある。「陛下、陛下の統治と同様の賢明な統治においては、主権者の諸権限(attributs du Souverain)と、主権者が創設した評定官の諸権限(fonctions des magistrats)は混同され得ません。

すなわち、法律を制定する」とは主権者（の権限）に属し、それらの法律を執行することは評定官（の権限）に属するものであります。⁽³³⁾」

このようなパルマンの主張に着目するにようて、フランソワ・モーリスはさらに次のように述べている。「したがって、確かに」と、モンテスキューが執行権と裁判官の分立に関する彼の有名な理論を形成したのは、このようなパルマンの環境においてであり、彼はイギリスに滞在する必要はなかったのである⁽³⁴⁾。このフランソワ・モーリスの見解は、モンテスキューの統治機構論がイギリスの国家構造の分析にもとづいて形成されたのではなく、歴史的に展開されてきたパルマンの「権力分立」とりわけ執行権と裁判権の「分立」の理論にもとづくものであるというのである。

しかし、フランソワ・モーリスのこの見解に対しても、オリヴィエ・マルタンの次のように異論が提示されている。「フルメールモント（右に引用した一七三一年八月四日の建白の一節——引用者注）の中に執行権と裁判権の分立を見出した。しかし、同建白は続けて次のように述べている。「法律を制定する」とは主権者（の権限）に属し、それらの法律を執行する」とは評定官（の権限）に属するものであります」と。したがって、その分立は、国王に承認された立法権と、裁判権を含みます。が、その裁判権に限定されはしない法律の執行権との間に描かれているのである」（傍点引用者）。

また、オリヴィエ・マルタンは次のように述べてある。「パリのパルマンは、われわれが今日それを理解してゐるところの狭い意味における裁判権以外の権力をまさしく要求してゐるのである」⁽³⁵⁾。

「現代人であるわれわれは、一八世紀においては、執行権と裁判権との間には、わが国の歴史上の諸憲法がうちたてたような障壁は存在しなかつたということを認めねばならない」⁽³⁸⁾。

確かに、フランソワ・モーリスの見解よりも、それに対するオリヴィエ・マルタンの右にみた批判的見解の方が正確であるといわざるをえない。なぜなら、フランソワ・モーリスが着目していた一七三二年八月四日のバルルマンの建白の一節は、裁判権と執行権の「分立」ではなく、立法権と執行権の「分立」を主張するものだからである。また、一八世紀における立法・執行・裁判の三権は形式的にはすべて国王に集中するとしても、その具体的な發動に着目した場合には、その具体的な手をも含めて、必ずしも明確に「分立」されてはいなからである。

しかし、すでにみた①から⑥の建白を通じて、バルルマンが自らの裁判管轄権を強力に擁護していることは否めない事実である。また右のようにフランソワ・モーリスも、モンテスキューが述べている次の三點に注目することによって、モンテスキューはイギリスの国制を素材とした「権力分立」を説き終えに際し、その出発点を閉ざしてしまつてゐる⁽³⁹⁾。

①「タキトウスの驚嘆すべき著作『ゲルマン人の習俗について』を読んでもらえば、イギリス人がその政治体制の觀念を引き出したのは、彼らゲルマン人からであることがわかるであろう。この見事な組織は森の中で見出されたのである。」(Liv.XI, chap.6)

②「イギリス人が現にこの自由を享受しているか否かを検討することは、私の任ではない。私としては、その自由が彼らの法律

によつて確立されていることを述べれば十分であつて、それ以上のこととは求めないのである。」(Liv.XI, chap.6)

③「われわれが知つてゐる諸君主政は、今述べた君主政のように、自由を直接の目的としていない。それらは市民や國家や君公などの栄光のみを目指している。しかし、この栄光の結果として自由の精神が生じ、この精神は、これらの国家において、自由そのものと同じぐらい偉大なことをなし、おそらく同じぐらい幸福に貢献することができる。」そこで三つの権力は、すでに述べた國制を手本として配分かつ融合されているわけではない。三つの権力は、それぞれ独自の配分をもち、それに従つて多かれ少なかれ政治的自由に近づいてゐる。そして、もし彼らが政治的自由に近づかないならば、君主政は專制政へ墮落するであろう。」(Liv. XI, chap.7)

そうだとすれば、モンテスキューの統治機構論を支えている基本的な問題意識が、フランス君主政のもとで、いかにして政治的自由を回復しつるかという点にあることは、オリヴィエ・マルタンも認めざるをえない。したがつて、「モンテスキューが執行権と裁判権との分立に関する彼の有名な理論を形成したのは、このようなバルルマンの環境においてであり、彼はイギリスに滞在する必要はなかつたのである」というフランソワ・モーリスの先の指摘は、右にみたオリヴィエ・マルタンの批判をも考慮に入れれば、本稿に対して貴重な示唆を与えるものである。

以上のことを踏まえたうえで、ここでは本稿冒頭に示した次の二つの考察課題について考えてみたい。①モンテスキューの統治機構

論においては、立法権と執行権のみが国制の基本構造に据えられ、裁判権がその基本構造から排除されているが、その基本的な意図は何處にあるのか。②三つの権力（実は立法権と執行権の二権力）は休止または無活動の状態になることがあるうしながらも、モンテスキューは、事物の必然的な運動によつて協調して進行せざるを得ないであろうと述べているが、このような「樂觀論」の根拠は何であるのか。

言つまでもなく、この二つの問題は不可分な関係を有している。これらの問題について考へる場合に留意すべきことは、すでに述べたように、「イギリスの国制について」と題する『法の精神』第一編第六章の展開の背後にあるモンテスキューの主要な問題意識は、フランス絶対王政下でいかにしたら政治的自由を回復しうるかという点におかれていることである。⁽⁴⁰⁾すでにイエリネックが述べたように、「彼（モンテスキュー）はこの現実のイギリスを彼の説の基礎とすることなどを必要としていない」のである。このイエリネックの見解は、「權力分立」論を構想するに際してモンテスキューはイギリスに滞在する必要はなかつたというフーラメルモンの指摘と呼応している。また、ジャネは、「ローマの法律は公共の權力を非常に多くの政務官の間に巧みに分割していた。彼ら政務官はたがいに支持し、抑制し、緩和し合つた」という「ローマ人盛衰原因論」(Considération sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence, 1734)の一節に着目し、そこにすでにモンテスキューの「權力分立」論の萌芽があらわれていると述べている。⁽⁴¹⁾さらに、オリヴィエ・マルタンが注目していた二点からもわかるよう

に、モンテスキューの統治機構論は、彼のイギリス滞在経験に負うところがあることを否定できないとしても、その基本的な輪郭は別のこところすでに形成されていたと考えねばならない。⁽⁴²⁾市民革命を経たイギリスの国家構造を絶対王政下のフランスにスライドさせること足りると考えることなどは、歴史家モンテスキューにあるまじきことだからである。さらに、モンテスキューの政治観は歴史の前方に向つて開かれているのではなく、後方に向つていることも否定できない。彼は、「人間の想像しうる最良の種類の政体」について次のように述べているからである。「人民の公的自由、貴族と聖職者の特典、国王の權力の三者がよく協調を保ち、この協調の続いた時代のヨーロッパの各部分の政体ほど見事に節度ある政体がかつてこの地上にあつたとは、私には思われないほどである。」(Liv.XI, chap.8)

それでは、モンテスキューはフランス君主政のあるべき統治機構をどのように構想していたのであろうか。君主政において、形式的には立法・執行・裁判の三権が君主に収斂するものであることはあらためて言つまでもない。問題は実質的な意味における三権の担い手である。執行権が王室顧問会議(Conseil du roi)を介して国王になると考えられていることは、これまでの考察から明らかである。ただし、オリヴィエ・マルタンが指摘しているように、一八世紀においては、執行権と裁判権は截然と区別されていたわけではない。それゆえにこそ、バルルマンは建白を通じて国王の勅令執行に干渉したのである。

立法権の担い手が問題である。モンテスキューは貴族の代表団である上院と人民の代表団である下院によって立法権が行使されると

しているが、それはイギリスの国制についてのことであつて、フランスにはそのような議会制度は存在していない。そこで考えてみなければならぬのは、一六一四年以降開かれていらない全身分會議(Etats généraux)の存在である。確かに、モンテスキューはこの全身分會議については直接的には言及していない。しかし、「封建制の成立から一六世紀末にいたる封建制の完成における等族國家Ständestaatがモンテスキューの君主政の観念に歴史的に対応してい」とか、「等族的制動による身分国家が、モンテスキューの権力分立論の本質」であるといわれるよう、彼がこの全身分會議を度外視して統治機構を構想していると考えることはできない。現に、『法の精神』に鼓舞されたパルマンが、「八世紀後半において、この全身分會議の召集を要求し、それがフランス革命の導火線になることは周知のところである。したがつて、立法権はこの全身分會議を介して国王にあると構想されているとみてよいであろう。

最後に裁判権であるが、モンテスキューがその担い手をパルマンに求めていることは、彼がこれを「法律の保管所」として位置づけていることから明らかである。そして、モンテスキューのこのような捉え方が、すでにみたパルマンの諸建白に根拠を有していることも言うまでもない。しかも、このパルマンは法令の執行に際し、その法令に対する事前の審査登録権を行使し、必要に応じて君主に対する建白権を発動することによつてその法令の執行を停止したり、修正したりするものとして構想されているのである。

このような統治機構を考えれば、パルマンにとっていわゆる悪法なるものの存在する余地はないことになる。したがつて、裁判権

の担い手であるパルマンをわざわざ権力機構の内に位置づける必要はない。この意味において、裁判権は「法律の言葉を発する口」であり、「無生物」であつてよいことになる。実をいって、パルマンを権力機構からはずしたところにモンテスキューの統治機構の構想の真骨頂がみられるのである。モンテスキューにあつては、パルマンは法令審査登録権や建白権を行使して立法・執行の両権にも干渉しうるフリー・バンドを得た政治団体として、さらには、「人民を開明すること……人民を服従へと立ち戻らせる」と(Liv.II, chap.4)をも任務とする政治団体として、いわば君主政の統治機構の外部にあってその機構を完全に機能せしめる全能的存在として位置づけられているのである。したがつて、このように考えれば、立法・執行の両権はこのパルマンを基軸にして協調して機能せざるをえず、休止や無活動の状態に陥ることはありえないのである。

以上のことから、モンテスキューの憲法思想とりわけその統治機構論は、歴史的に展開されてきたパルマンの機能を踏まえて形成されたものといえよう。ファゲ(Emile Fauguet)が「……「モンテスキューは……パルマンと評定官職(magistrature)独立の公然たる味方」であり、「彼にとつてそのことは、彼の体系の要をなすものである。おそらく彼にとつては、その要是立法権と執行権の分立以上に重要なのである」。この意味において、ドゥラテ(Robert Darré)が語つよう、「彼は……貴族およびパルマンの諸特権の維持もしくは再興の味方だったのである」。『專制政体』を告発しながら、モンテスキューは絶対主義の政治にたいして自由一般よりもむしろ封建的階級の個別的なさまざま自由、この階級の人身上の

安全、その階級が永続するための諸条件、これらには歴史⁽¹⁾の階級から奪つた地位を新たな権力諸機関のなかで保つもしくはとづつ彼らの主張の方を擁護したのである⁽²⁾』といわれるのである。

註

- (1) Charles Eisenmann, *op. cit.*, p.179.
- (2) 斎藤敬道『權力分立の闘争』法律文化社・一九六七年・一八頁⁽³⁾
- (3) 指稿「アーハヤハ・スハイム期におけるペルム人の憲法思想」・金沢大学教養部論集人文科学編II〇—II・一九九三年・五九頁以下参照。
- (4) Jules Flammermont, *Remontrances du Parlement de Paris au XVIII^e siècle*, t. 1 (1715-1753), Paris, Imprimerie Nationale, 1888, Introduction, p. I. (訳文) *Remontrances*. ～書籍
- (5) *Oeuvres complètes de Montesquieu*, t. 1, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1949, p.268.井田進也訳「ペルム人の手紙」——井上幸治編『アーハヤハ・スハイム』(世界の名著三回・中央公論社・一九八〇年)・七六頁。
- (6) 「ルイ十四世はその甥であるオルレアン公に愛着を覚えていたが世襲はされ……オルレアン公は摂政職がもたらされた。その後継者(ルイ十五世)の教育とトーハベの統治⁽⁷⁾の朝の掌中に委ねるのを避けるため、ルイ十四世は新たな構想にもとづいて摂政職を組織した遺言書を作り、その保管をペルム人のラサード⁽⁸⁾……オルレアン公はペルム人の主要なメハマーに対して、彼らから奪っていた政治的諸権限を彼らに回復せしめぬことを約束する」とによれば、偉大な国王の最後の意志を破棄する「いや、若もなく彼らに決定させたのである」かくして、「ルイ十四世はためふう」となく修正された。摂政職はオルレアン公に委ねられ、オルレアン公には「ブルボン公(ルイ十五世)の臨席するモントルイエ会議を取組みおまこ構成する権利が認められたのである」——J. Flammermont, *Remontrances*, t. I, Intro., p.V.
- (7) Francois Olivier-Martin, *Les Parlements contre l'absolutisme traditionnel au XVIII^e siècle*, 1949-50, Paris, Editions Loyisel, 1988, p.13. (訳文) *Les Parlements*. ～書籍
- (8) J. Flammermont, *Remontrances*, t. I, p.42 et s.
- (9) *ibid.*, Intro., p.xxxi.
- (10) *ibid.*, p.43.
- (11) *ibid.*, p.68 et s.
- (12) 「アーハヤハ・スハイム」(Système de John Law)とする財政政策は「フランセ」・井田進也訳「アーハヤハ・スハイム研究」泉文庫・一九六八年一九九頁以下、赤羽裕「アーハヤハ・スハイム論述」ぶやも書房・一九七八年・七一頁以下参照。
- (13) 「アーハヤハ(Parlements)……御監禁院(Chambre des Comptes)」、御監禁院(Cours des Aides)、御監禁院(Cours des Monnaies)等、1791年御監禁院の國会開設団体を構成してある——F. Olivier-Martin, *op. cit.*, p.7.
- (14) 一七四八年にペルム人は金計検査院および租税院と連帶して連合決議(arrêt d'Union)を行ふ。王令の登録を拒否する反対に由てこの流れは「反對抗議(ローハン)」(la Fronde parlementaire)と呼ばれる。なお、詳説はF. Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Domat Montchrestien, 1948, reproduction, Paris, E.C.N.R.S., 1988, p.545 et s. 選題論「アーハヤハ法系の歴史」・創文社・一九八六年・八一〇頁以下参照。
- (15) J. Flammermont, *Remontrances*, t. I, p.71.
- (16) *ibid.*, p.76 et s.
- (17) *ibid.*, p.77.
- (18) *ibid.*, p.78.
- (19) *ibid.*, p.86.
- (20) *ibid.*, p.88 et s.

- (21) *ibid.*, p.88.
- (22) *ibid.*, p.89.
- (23) (24) *ibid.*, p.90.
- (25) *ibid.*, pp.94-95.
- (26) *ibid.*, Intro., pp.IX-X.
- (27) *ibid.*, p.116 et s.
- (28) *ibid.*, p.117.
- (29) *ibid.*, p.126 et s.
- (30) *ibid.*, p.140 et s.
- (31) *ibid.*, p.145.
- (32) *ibid.*, Intro., p.XLIX.
- (33) *ibid.*, p.276 et s.
- (34) *ibid.*, p.283.
- (35) *ibid.*, Intro., p.XLXII.
- (36) (37) (38) F. Olivier-Martin, *Les Parlements*, p.105.
- (39) *ibid.*, p.108.
- (40) 「マ・ト・ス・キ・ュ・の叙述が事実を示したものか、政治的自由実現の構図を描いたものかについては議論が多いが、(16) ような形で提出された問いに端的に答えるとすれば、後者の見解が正しいといわねえやんな」——上原行雄・前掲論文(二)完・法律論叢四四卷五・六号四三頁。
- (41) *Oeuvres complètes de Montesquieu*, t. 2, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1951, pp.124-125. 田中治男・栗田伸平訳『ローマ人盛衰原因論』昭文社・一九八九年一・四四頁。
- (42) P. Janet, *op. cit.*, pp.327-328.
- (43) 「マ・ト・ス・キ・ュ・における権力分立の思想は、なにか彼がイギリスに行つてはじめて発見したところではない。それはすでに、『マルシキューは、第五章において、「世界には、政治的自由を国制の直接田

ね わ り に

『法の精神』と「マ・ト・ス・キ・ュ・の不幸のひとつ」、「マ・ト・ス・キ・ュ・の国制」の二つと題する第一一編第六章が同作品の全体構造から切り離され、それが権力分立(séparation des pouvoirs)と云う近代立憲主義の原理を説くものとして解読されてもよいのである。たしかにモンテスキューは、第五章において、「世界には、政治的自由を国制の直接田

的とする国民もある」としてイギリスをあげ、第六章において、賞賛的态度でもってその国制分析を行つてゐる。しかし、すでにみたように、そのモンテスキューはイギリスの国制分析を終えたあと、第七章において、イギリス以外の諸君主政、たとえばフランス君主政は政治的自由を国制の直接目的としてはいないが、市民や国家や君公の栄光を目的とする結果自由の精神が生じ、イギリスと同様に幸福に貢献しうるのであり、そこではイギリスと異なつた独自の權力配分によつて政治的自由に近づいてゐるのだと自負してゐるのである。

したがつて、モンテスキューは政治的自由を国政の直接目的としているイギリスに学びつつも、その成果を絶対王政下のフランスにスライドさせればこと足りるなどとは決して考えていない。モンテスキューはあくまでも歴史に学ぶ相対主義者であつて、政治的自由実現のための時空を貫通した絶対普遍の原理を模索したりはしない。人間理性の表明としての「各国民の国制の法律」はその国民に固有のものであつて、「一国民の法律が他国民にも適合しうる」というようなことは全くの偶然」にすぎないからである(Liv.I, chap.3)。したがつて、各国家には政治的自由実現のための固有の原理が存在するというのが『法の精神』を貫いている基本的発想である。

それゆえ、市民や國家や君公などの栄光を目的とする君主政は、その国に特有の歴史的・政治的・社会的・自然的諸条件を考慮にいれて、その栄光を目指す結果として政治的自由を実現しうる統治機構を構想しなければならない。モンテスキューがイギリスの国制を分析するとき、このことが常に意識されているのであり、そこでは

その国制分析という「事実」の平面と、政治的自由を回復しうるためのフランスの統治機構はいかにあるべきかという「価値」の平面は常に交錯しているのである。しかも、この「価値」の平面にモンテスキューの「党派的立場」が投影されていることは言うまでもない。

絶対王政下にあつて政治的自由を回復するためのあるべきフランスの統治機構は、同国独自の歴史的諸条件を考慮にいれて構想しなければならない。モンテスキューにとって、その歴史的諸条件の中から浮び上つてくるのはパルマンの存在である。彼の統治機構論がこのパルマンを基軸にして展開されていることは、すでにみたとおりである。モンテスキューがイギリスの国制分析において国制の基本構造から裁判権を除外していること、三つの権力（実は立法権と執行権の二権力）は休止または無活動の状態に陥ることなく、「事物の必然的な運動」によつて協調して進まざるをえないと述べていることの背後には、常にパルマンの存在が意識されているのである。